

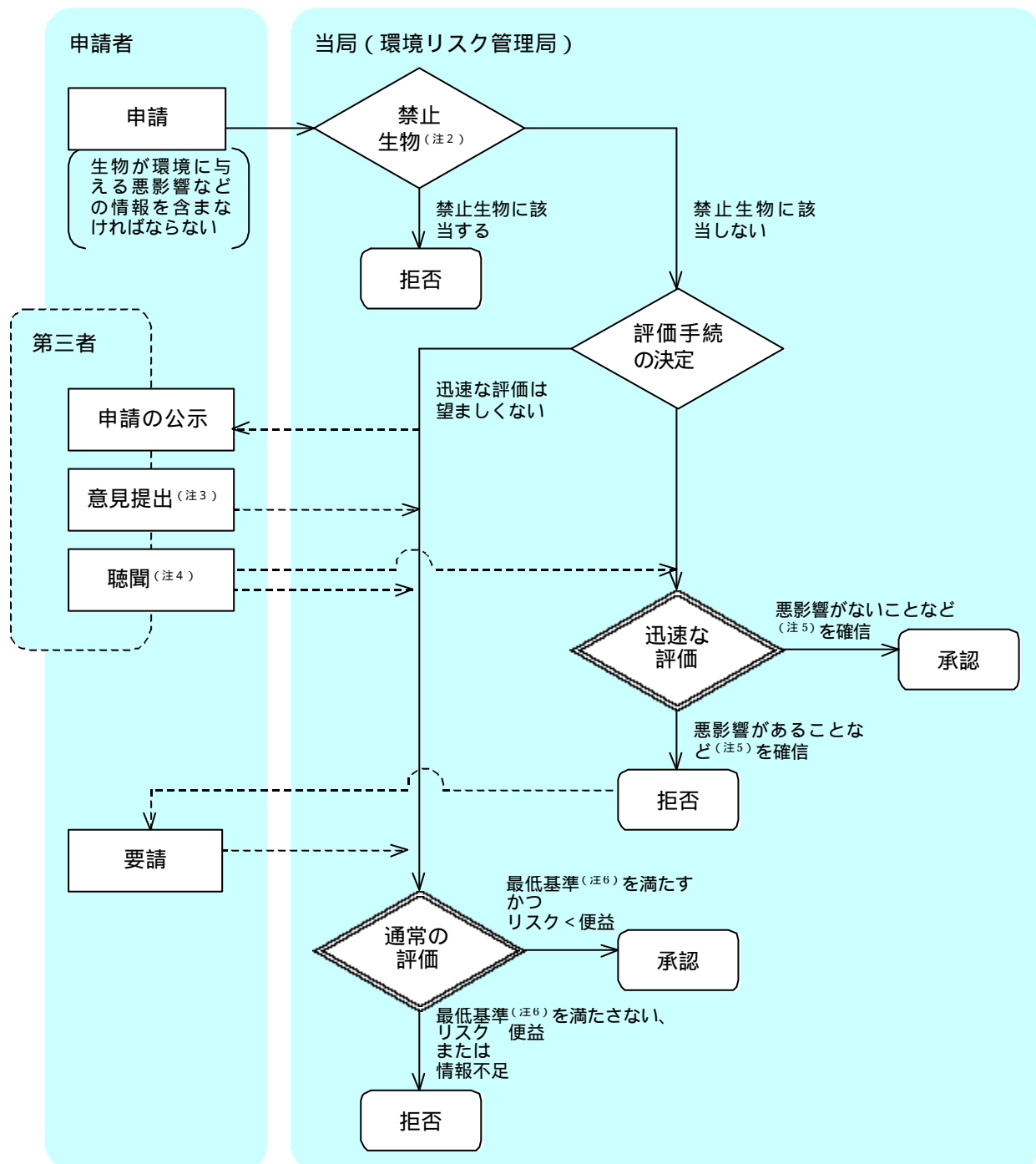
外来種の輸入、移動、利用に関する各国の規制制度について（検疫制度以外の制度）  
 （IUCN. 2000. A Guide to Designing Legal and Institutional Frameworks on Alien Invasive Species.を参考に整理）

国名	根拠法令	規制内容	規制対象生物	対策
ニュージーランド	Hazardous Substances and New Organisms Act of 1996	新生物(New Organism)の輸入、開発に関する制限	生物（微生物含む、自己複製可能な遺伝子組織、生殖細胞を含む）	環境リスク管理局（ERMA）が、新生物の輸入、導入方法や輸送について、評価や許認可を実施。許可申請者のリスク評価責任の明確化。
	Biosecurity Act of 1993	検疫等の水際規制、侵入生物の駆除、害性鳥獣・害虫管理戦略の作成	生物（微生物含む、自己複製可能な遺伝子組織、生殖細胞を含む）	情報の収集、記録、提供。船舶・航空機等の入国時の登録。品物・旅客の持ち出し許可。制限地域、管理地域の宣言。土地所有者に害性鳥獣・害虫管理の実施を要求。
	Conservation Act 1987	淡水魚の集水域間の移動の制限	淡水魚	保全大臣による移動の許可制。
	Resources Management Act of 1991	沿岸生態系や海域生態系への特別な管理の適用	外来性の植物	沿岸海域への外来性植物種の導入規制。
	Wildlife Animal Control Act of 1977、Wildlife Act of 1953	国内に侵入した有害生物の対策		在来希少鳥類保全のためのポッサムの駆除。
オーストラリア	Environmental Protection and Biodiversity Conservation Act of 1999	種の輸入規制、州間も含む取引規制、生物多様性のモニタリング	「生物多様性に影響を与える在来でない種リスト」に掲げられた種	外来種に関係したり影響を及ぼす行動の規制または禁止。規制に違反して輸入、飼育された生物の押収と殺処分。外来種が在来種に与える脅威の管理義務の規定。
	Fisheries Act of 1979	水生の外来種に対する許可制	在来種または法令・条例でリスト化された種以外	導入の禁止。
アメリカ合衆国	Lacey Act of 1998	有害な野生動物の輸入、移動の禁止	人の健康、農業、野生生物に有害な脊椎動物、軟体動物、甲殻類、植物体	採取、所持、輸送、売買を含む貿易の禁止。
	Federal Noxious Weed Act of 1974	外来植物種の輸入、販売の禁止	リスト化された外来植物	
	National Invasive Species Act of 1996	有害水生生物の規制	バラスト水によって導入される有害水生生物	包括的な予防と取り締まり方策を規定。連邦の政府機関間の機動部隊を設立。
	Regulations (issued by the National Oceanic and Atmosphere Administration)	海洋における外来生物の導入禁止	外来性の植物、無脊椎動物、魚類、両生類、哺乳類	国立海洋自然保護区への外来生物の導入や放逐の禁止。
	U.S. Presidential Executive Order on Invasive Species (3 February 1999)	侵入種対策についての連邦政府内の体制整備や事務配分	侵入種（経済、環境、人の健康を害するおそれのある外来種）	連邦政府のおこなうべき施策の方向性の提示。侵入種評議会の設立。国家侵入種管理計画の策定。

国名	根拠法令	規制内容	規制対象生物	対策
アルゼンチン	Protection and Conservation of Wild Fauna Act, 1981	外来水生生物についての輸入許可	害性があるとしてリストされた外来水生生物	環境や生産システムに影響を与える場合には、国家漁業養殖局が輸入許可申請を却下。
		州の間の移動を管理、事前の環境影響評価の義務化	他国から導入される外来動物	国内で所持、移動、売買する前の種の証明の義務化、輸入前の環境影響評価の実施と導入される州の公式同意取得の義務。
		外来動植物の輸入や設置の許可制	経済活動などに影響する可能性のある外来動植物の（生体）標本、精子、胚、卵、幼虫	国家管轄省庁が、影響があるものは許可を却下。
		全ての保護地域における規制	外来種	外来種の導入、輸送、繁殖の禁止。
ドイツ	Federal Nature Conservation Act of 1987	外来動植物の自然下への放出と導入の許可制（農林業に係るものを除く）	外来動植物	在来動植物の汚染または当該種定着の可能性が排除できない場合、外来種の放出や設置の許可申請を却下。
イギリス	Wildlife and Countryside Act, 1981	外来動物種についての輸入の許可制	外来動物種	許可のない外来動物種の輸入の禁止。
	Import of Live Fish (England and Wales) Act, 1980	外来魚の放流や所持の無許可での禁止	外来魚	在来種及びその生息環境の保護と、河川や湖沼の動植物の多様性の保全。
ポーランド	Act on Nature Protection of 1991	外来種の環境への導入や移動の禁止	外来種	
	Executive Act on Principles of Botanical and Zoological Garden Protection of 1980	植物園や動物園内の土地利用や植物栽培の変更の禁止	公園内の外来種	研究または管理運営上必要と認められた場合以外の禁止事項を規定。
ハンガリー	Nature Conservation Act of 1996	外来生物の導入の許可制	GMOも含む外来生物	外来魚類種の自然または近自然水域への放出や、養殖場から湿地への移動を禁止。
南アフリカ	Plant Improvement Act of 1976	植物および植物製品の輸出入の規制	植物および植物の一部	苗木産業、増殖業、商業目的の繁殖業、輸出入に関係する機関に登録を義務化。
	Conservation of Agricultural Resources Act of 1983	雑草散布の規制	雑草	
台湾	Wildlife Conservation Law of 1989, 1994	輸入前の影響評価書準備の義務化、輸入後の調査や監視	外来野生生物	申請者は対象種の全情報（在来動植物に与える影響）を国家管理局に提出。輸入生物が負の影響を及ぼす場合、所有者や使用者は一定期間内での防除や復帰計画の策定の義務。

全ての国において何らかの関税、検疫規制があり、いくつかの国では検疫制度で野生動植物へのリスクに対応。

# ニュージーランド・1996年危険物質及び新生物法（HSNO法）における 移入種影響評価の体系<sup>（注1）</sup>



- （注1）同法には、放出目的の輸入、密閉状態からの放出の場合（法34～38条）、密閉状態での輸入、開発、実地試験の場合（法39～45条）、緊急事態における放出目的の輸入、密閉状態からの放出の場合（法46～49条）、の3つの影響評価手続が用意されている。ここでは、このうちの1つの影響評価の体系を示す。
- （注2）禁止リスト（法第2付則）に明記されている新生物（禁止生物）についての申請は、影響評価をおこなうまでもなく拒否される（法25条、法50条）。
- （注3）公示された申請については、何人も当局に対して書面で意見を提出することができる（法54条）。
- （注4）当局が必要と考える場合、申請者が求める場合及び意見提出者が求める場合には、公開の聴聞を開催しなければならない（法60条、法61条）。
- （注5）法35条（2）（3）に列記された貴重な種への悪影響など。詳細は別紙参照。
- （注6）最低基準は、必ず申請を拒否しなければならない場合を示した基準（法36条）、在来種への悪影響が著しい場合など5項目。

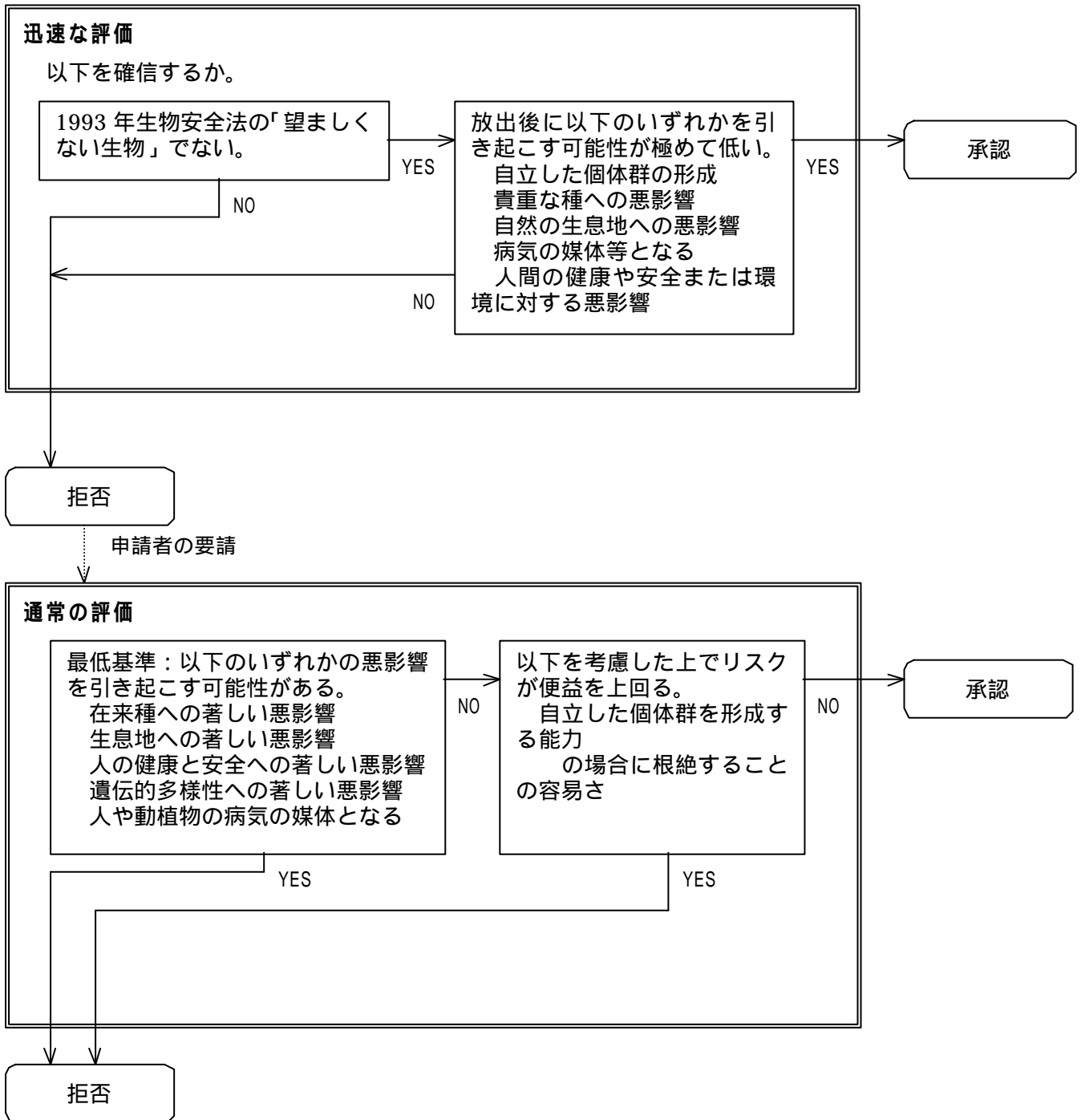
資料：井上秀典ほか（1998）1996年危険物質及び新生物法。環境研究 1998 No.109 :39-104

<http://rangit.knowledge-basket.co.nz/gpacts/public/text/1996/se/030se62.html>

IUCN (2000) A Guide to Designing Legal and Institutional Frameworks on Alien Invasive Species

**別紙 移入種影響評価のフロー**

- ニュージーランド 1996 年危険物質及び新生物法による (注1)(注2)

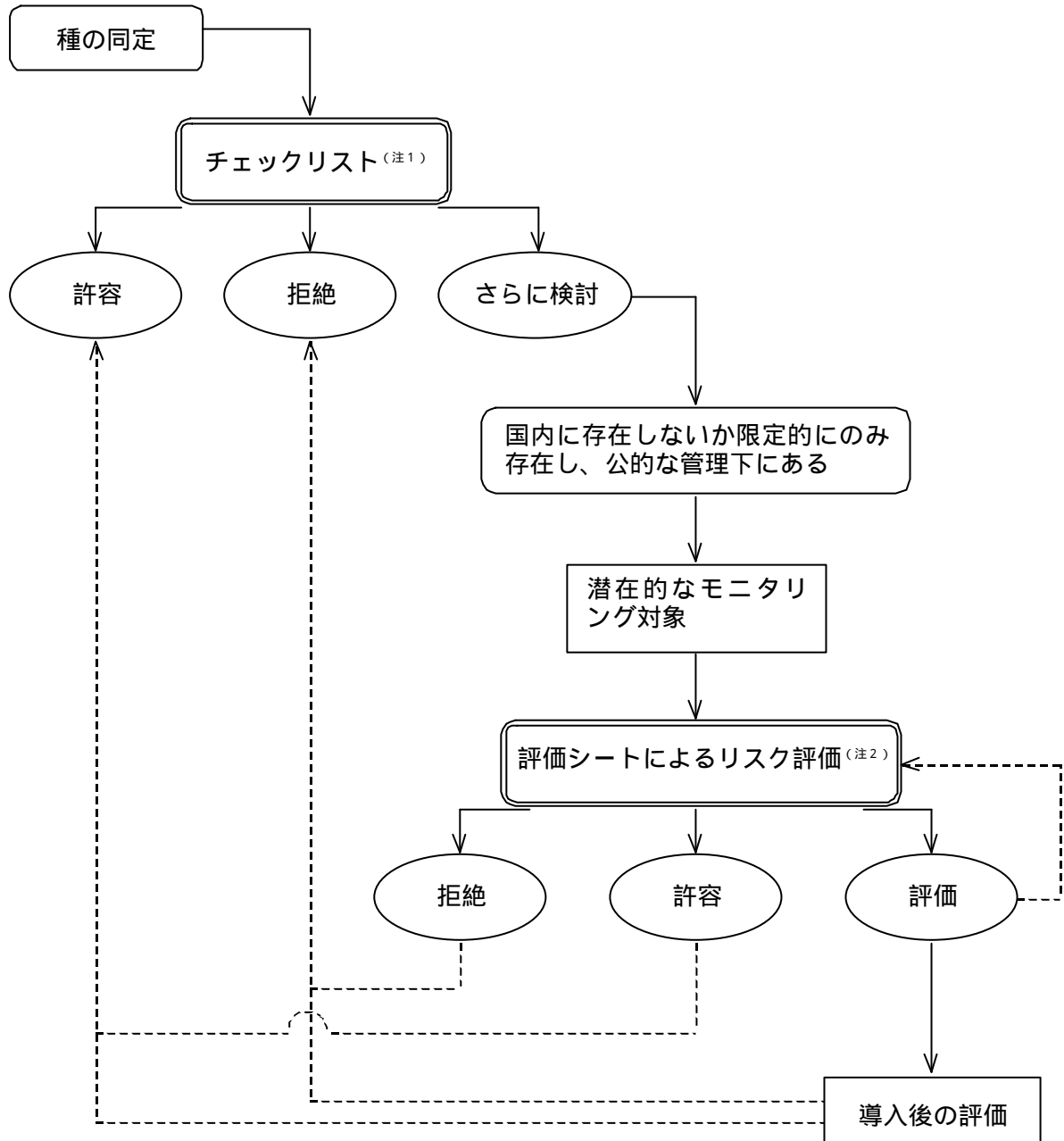


(注1) 同法には、放出目的の輸入、密閉状態からの放出の場合(法34条~38条)、密閉状態での輸入、開発、実地試験の場合(法39条~45条)、緊急事態における放出目的の輸入、密閉状態からの放出の場合(法46条~49条)の3つの影響評価手続が用意されている。ここでは、このうちのの影響評価の基準等を示す。

(注2) フローは法35条~38条の条文に一定の加工(要約など)をして作成したもの。

## オーストラリアの雑草化リスク評価について（フロー）

オーストラリアの雑草化リスク評価の枠組みは、全体として以下のようなフローで示される。



(注1) 別紙1および別紙2を参照。

(注2) 別紙3を参照。

資料：三菱総合研究所「遺伝子組換え生物等の利用に関する安全性評価手法等検討調査報告書」(平成13年2月)より作成

**別紙 1** チェックリスト

- オーストラリアの雑草化リスク評価について

表 1 外来植物導入のチェックリスト

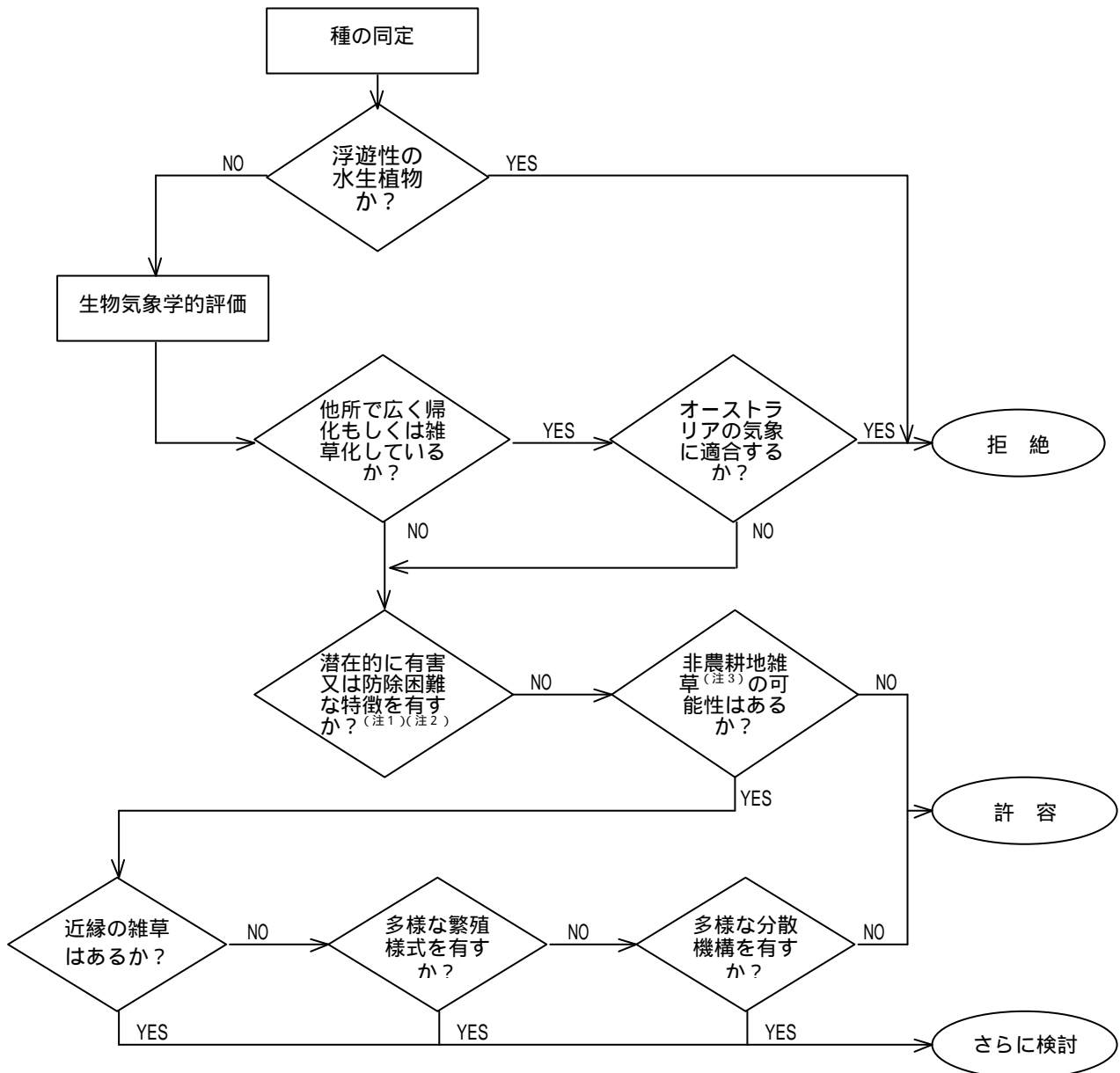
項目	判断基準	得点
1	当該植物は浮遊性（水面、水中）の植物であるか、または浮遊性の水生植物として生存、成長、繁殖が可能か。	20
2	当該種は他の類似ハビタットにおいて主要な雑草となったことがあるか（国内に多様なハビタットがあることに注意）。	20
3	当該種は同タイプのハビタットにおいて雑草化した類似の生物学的特性を有する近縁種を有するか。	10
4	当該植物はトゲなどを有するか。	10
5	当該植物はトゲなどをもつ分散体をつくるか。	10
6	当該植物はヒトや動物に対して有害か。	8
7	当該植物はほふく枝を有するか。	5
8	当該植物は他の栄養繁殖様式を有するか。	8
9	分散体は風によって散布されるか。	8
10	分散体は動物や機械によって散布されるか。	8
11	分散体は水によって分散されるか。	5
12	分散体は鳥類によって散布されるか。	5

表 2 合計得点と導入の可否

合計得点	導入の可否
20 点以上	拒絶
12 点以上 19 点以下	さらに検討
11 点以下	許容

## 別紙2 チェックリストによる判断（フロー）

- オーストラリアの雑草化リスク評価について



(注1) 有害な特徴：毒物産生・不可食、トゲなどをつくる、人体に有害、寄生性、競争力が旺盛。

(注2) 防除困難な特徴：除草剤耐性、切断しても再生する、むかごが長期間生存する。

(注3) 非農耕地雑草：果実が野生動物の餌となる、地被性、地中植物。

資料：三菱総合研究所「遺伝子組換え生物等の利用に関する安全性評価手法等検討調査報告書」(平成13年2月)より作成

**別紙 3 評価シート**

- オーストラリアの雑草化リスク評価について

学名： 一般名： 評価者名：		評価結果： 得点：
生物地理学的情報・来歴情報		評価 環境影響 の分類 <sup>(注)</sup>
1. 栽培種としての来歴	1-1 当該種は栽培種化が非常に進んでいるか	A
	1-2 生息地において野生化しているか	C
	1-3 雑草性のレースをもつか	C
2. 気候と分布	2-1 国内の気候に適しているか(0:適さず、1:中程度、2:適する)	
	2-2 気候への適合性に関するデータの質(0:低い、1:中程度、2:高い)	
	2-3 気候への適応性が広い(環境適応性が広い)	C
	2-4 より長い乾期をもつ地域で自生もしくは野生化しているか	C
	2-5 自然の生息域を越えて繰り返し導入された歴史があるか	
3. 他地域での雑草化	3-1 自然の生息域を越えて野生化している	C
	3-2 庭園、公園緑地等における雑草である	N
	3-3 農耕地雑草である	A
	3-4 一般環境における雑草である	E
	3-5 同属の雑草が存在する	
生物学的情報・生態学的情報		
4. 望ましくない形質	4-1 トゲ、針、こぶを形成する	A
	4-2 アレロパシーをもつ	C
	4-3 寄生性である	C
	4-4 草食動物の餌にならない	A
	4-5 動物に対する毒性をもつ	C
	4-6 病害虫の宿主であることが知られている	C
	4-7 アレルギー等の人体への毒性をもつ	N
	4-8 自然生態系において火災の危険をもたらす	E
	4-9 生活史において耐陰性を持つ時期がある	E
	4-10 貧栄養の土地でも成長する	E
	4-11 登上性、匍匐性の成長を行う	E
	4-12 密な集団を形成する	E
5. 植物の種類	5-1 水生植物	E
	5-2 草本類	C
	5-3 窒素固定能をもつ木本類	E
	5-4 地中植物	C
6. 繁殖についての情報	6-1 自然の生息地において繁殖に失敗した証拠がある	C
	6-2 発芽能をもつ種子をつくる	C
	6-3 自然環境で交雑する	C
	6-4 自殖性又はアポミクシス	C
	6-5 特殊な送粉者を必要とする	C
	6-6 栄養繁殖により増える	C
	6-7 最短の世代交代時間(年)	C
7. 分散機構	7-1 種子等が人為活動により非意図的に分散される(交通量の多い地域等)	A
	7-2 種子等が人為的活動により意図的に分散される	C
	7-3 種子等が製品中の混入物として分散される可能性がある	A
	7-4 種子等が風力分散を受ける	C
	7-5 種子等が水分分散を受ける	E
	7-6 種子等が鳥類によって分散される	E
	7-7 種子等が他の動物の体表面などに付着して分散される	C
	7-8 種子等が消化管を通っても生存能力を保つ	C
8. 生存能力	8-1 種子生産量が多い(1平方メートルあたり2000個以上)	C
	8-2 シードバンク等(1年以上)が形成される証拠がある	A
	8-3 除草剤による管理が容易である	A
	8-4 切断を受けたり、栽培されることに耐性がある、又はそれらを利用す	A
	8-5 国内に効果的な天敵が存在する	E

(注) 環境影響の分類記号の意味は次の通り。A：農業生態系に関するもの、E：一般環境に関するもの、N：人間から見た不快感、人体への影響に関するもの、C：複合的影響

資料：三菱総合研究所「遺伝子組換え生物等の利用に関する安全性評価手法等検討調査報告書」(平成13年2月)より作成